

組織の Well-being 尺度 利用約款(2026 年 1 月 30 日制定)

【前文: 開発の背景】

本尺度は、公益財団法人日本生産性本部(以下「当財団」という)が事務局を務める産官学ネットワーク「健康いきいき職場づくりフォーラム」(以下「本フォーラム」という)の活動の一環として、九州大学池田浩准教授を代表とする研究者グループ(以下「研究者」という)と当財団が共同で実施した研究開発プロジェクトにより作成されたものである。研究資金は当財団が拠出し、研究成果の社会実装を目的として本約款を定める。

当財団は、本尺度の提供により得られる収益および測定結果データを、本尺度の維持・管理、日本の職場全体のウェルビーイング向上に資する調査研究、およびその成果の社会還元といった公益目的のために活用する。

本尺度の提供、管理および本約款に基づく利用条件の設定・運用は、当財団が一元的に行うものとし、利用者は当財団との関係において本約款を遵守するものとする。

第 1 条(目的・定義)

- 1 本約款は、当財団が公開する「組織の Well-being 尺度」ならびに付随マニュアル・設問票・採点表等(以下総称して「本尺度」という)の利用条件を定めるものとする。
- 2 「利用者」とは、本約款に同意のうえ、第 4 条に定める利用申請手続を行い、当財団の利用許可を得て、本尺度の利用を許諾された個人または法人をいう。
- 3 「非営利利用」とは、以下の各号に該当する利用形態を総称する。
 - (1) 学術利用 大学・研究機関等が行う学術研究、学位論文、学会発表、査読誌掲載その他これに準ずる目的での利用。
 - (2) 公的利用 国・地方公共団体その他公共的団体が行う行政施策・公的研究等。
 - (3) 非営利内部利用 企業・団体その他の組織が、自組織内の状況把握や組織改善等を目的として職員・構成員を対象に実施する調査・研究。
- 4 「商用利用」とは、営利を目的として本尺度を利用する行為であって、前項に定める非営利利用に該当しない一切の利用(本尺度を組み込んだ商品・サービスの開発、第三者へのコンサルティングや診断サービスの提供等を含むがこれらに限られない。)をいう。

第 2 条(知的財産権)

- 1 本尺度に係る著作権(著作者人格権を除く)は研究者に帰属する。
- 2 当財団は、研究者との合意に基づき、本約款の範囲内で利用者に本尺度の利用を許諾するために必要な権限(複製、公衆送信、頒布および再許諾の権限を含む。以下「利用許諾権」という)を有している。利用者は、本約款に基づき当財団から付与される利用許諾の範囲内でのみ本尺度を利用できるものとし、研究者に対して直接の権利主張または請求を行うことはできないものとする。
- 3 当財団は、前項の利用許諾権に基づき、本約款に定める条件で利用者に本尺度の利用を許

諾する。

- 4 利用者は、本尺度を利用するにあたり、研究者の著作者人格権(氏名表示権、同一性保持権等)を尊重しなければならない。

第3条(ライセンスの種別と条件)

- 1 無償ライセンス 利用者は、その利用目的が第1条第3項に定める非営利利用に該当する場合、本約款に同意することにより、無償かつ非独占的に本尺度を利用することができる。
- 2 有償ライセンス 利用者は、その利用目的が第1条第4項に定める商用利用に該当する場合、別途当財団が定める利用料金を支払い、当財団との間で個別の契約を締結することにより、本尺度を利用することができる。商用利用者は、本項に定める対価の支払い義務を負うものとする。測定結果データの提供については、第7条の定めによるものとする。商用利用に関する詳細な条件は、当該個別契約の定めに従うものとする。

第4条(利用申請手続)

- 1 本尺度の利用申請は、本尺度を用いた調査の対象となる従業員または構成員が所属する法人・団体(以下「利用主体組織」という)に所属する役員または従業員が、当該利用主体組織を代表して申請者となることを原則とする。ただし、当財団所定の委任状により、調査委託先(調査会社・コンサル等)による代理申請を認める。
- 2 申請者は、利用目的(非営利利用または商用利用の別)を明示の上、当財団ウェブサイト上の「利用申請フォーム」に所定の事項を入力し送信することで利用を申請する。
- 3 当財団が申請内容を審査し、非営利利用の場合は「利用許諾通知」を、商用利用の場合は個別契約の案内を送付し、所定の手続きが完了した時点で、各ライセンスが成立するものとする。

第5条(改変・翻訳)

- 1 非営利利用において、原則として本尺度の改変・派生的作成を禁止する。ただし学術利用において研究上やむを得ない理由がある場合に限り、事前申請のうえ当財団の書面承諾を得た範囲で改変を行うことができる。
- 2 商用利用において、本尺度を自らの商品・サービスへ組み込む等の改変を行う場合は、別途個別の契約で定める範囲においてこれを行うことができる。
- 3 前各項に基づき改変を行った場合、利用者は改変版を「別尺度」として扱い、原版名と混同しないよう名称およびバージョンを明示しなければならない。

第6条(出典表示)

- 1 利用者は、本尺度を用いた論文、報告書、プレゼンテーション、ウェブ掲載物等において、以下の出典表示を明記しなければならない。

出典:組織の Well-being 尺度(池田 浩・森永 雄太・島津 明人・加藤 容子・大竹 恵子・小林 正弥／健康いきいき職場づくりフォーラム)(※媒体の性質上、全員の氏名の記載が困難な場合は、当財団の承諾を得て簡略化することができる。)

第 7 条(測定結果の提供協力)

- 1 利用者は、そのライセンス種別(無償・有償)を問わず、本尺度を用いた調査の実施後、個人を直接識別できない形で集計または整理された測定結果データ(以下「測定結果データ」という)を、当財団指定の方法により当財団に提供することに協力するよう努めるものとする。
- 2 測定結果データとは、個人情報保護法第 2 条に定める個人情報に該当しない情報として、特定の個人を直接識別することができない統計的情報をいう。
- 3 利用者は、本尺度を既存のサーベイその他の調査に組み込んで実施し、調査対象者の個人情報を取得する場合には、当該調査の実施、個人情報の取得および利用について、自らの責任において個人情報保護法その他の関係法令を遵守し、必要な説明および同意の取得その他の適切な措置を講じるものとする。
- 4 前項の場合においても、利用者は、当財団に提供する測定結果データについては、個人を直接識別できない形に匿名化または集計した情報のみを提供するものとし、当該測定結果データが当財団において本約款に定める公益目的の範囲で利用されることがある旨を、調査対象者に対して事前に説明するよう努めるものとする。
- 5 当財団は、利用者から提供を受けた測定結果データを、本尺度の品質維持・改善、統計解析、学術研究、政策提言その他日本の組織・職場全体のウェルビーイング向上に資する公益目的の範囲において利用することができるものとする。
- 6 前各項に定める測定結果データの提供は任意であり、利用者が当該データを提供しないことによって、本尺度の利用に関して不利益を被ることはないものとする。
- 7 当財団が提供する、個人を直接識別できる情報を取得しないことを前提としたアンケートシステムを利用して本尺度を実施する場合には、当該システムの仕様に基づき、測定結果データが当財団に取得されるものとする。
- 8 当財団は、前項に基づく取得または利用者からの提供にあたり、氏名、社員番号、メールアドレス、生年月日その他特定の個人を直接識別できる情報を取得しないものとする。
- 9 利用者は、当財団に提供する測定結果データに、氏名、社員番号、メールアドレス、生年月日その他特定の個人を直接識別できる情報が含まれないよう、適切な措置を講じるものとする。
- 10 当財団は、提供された測定結果データに前項の情報が含まれているおそれがあると判断した場合には、当該データの全部または一部について、受領を行わないこと、削除その他必要な対応を行うことができるものとする。
- 11 当財団は、利用者が実施する調査における個人情報の取得、管理および利用については関与せず、これらに関して生じた紛争または損害について一切の責任を負わないものとする。

第 8 条(禁止事項)

- 1 利用者は、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。
 - (1) 当財団の事前の許諾または個別契約の定めなく、商用利用を行う行為。
 - (2) 本約款または当財団の承諾に反して、本尺度を改変、翻訳、転貸または再配布する行為。
 - (3) 本尺度を用いた調査対象者の個人情報を当財団に含めて提供する行為。
 - (4) 研究者または当財団の名誉または信用を毀損する態様での利用。
 - (5) その他法令または公序良俗に反する行為。

第 9 条(保証および免責)

- 1 当財団および研究者は、本尺度の正確性、有用性または特定目的への適合性につき、明示または黙示を問わず、一切保証しない。本条の規定は、有償ライセンスの利用者に対しても適用される。
- 2 利用者が本尺度を利用したこと、または利用できなかったことに関連して被った損害について、当財団および研究者は一切の責任を負わない。ただし、当財団または研究者の故意または重過失に起因する損害については、この限りでない。

第 10 条(契約期間・終了・損害賠償)

- 1 本ライセンスの有効期間は、利用許諾通知の日から、利用者による本尺度の利用終了日まで、または個別契約に定める期間とする。
- 2 利用者が第 8 条第 1 号に定める禁止行為を行った場合、当財団は、利用者が当該違反行為によって得た利益の額を、当財団が被った損害額と推定し、その賠償を請求することができる。
- 3 利用者が本約款または個別契約のいずれかの条項に違反した場合、当財団は、何らの催告を要せず、ライセンスを解除し、利用者に対し、本尺度および関連資料またはデータの使用停止および廃棄を求めることができる。なお、前項に定める損害賠償の請求は、本項に基づくライセンスの解除を妨げない。

第 11 条(改定)

- 1 当財団は、次の場合に、必要に応じて本約款を改定することができるものとする。
 - (1) 本約款の変更が、利用者の一般の利益に適合するとき。
 - (2) 本約款の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。
- 2 改定後の約款は、当財団ウェブサイトに掲示した時点より効力を生じ、既存利用者にも適用されるものとする。
- 3 改定が利用者の権利義務に重大な影響を及ぼす場合には、当財団は合理的な期間を設けて周知するものとする。本条の改定は、改定前に適法に実施された本尺度の利用および既に取得された測定結果データの取扱いに遡って影響を及ぼすものではない。

第 12 条(準拠法および管轄)

本約款は日本法を準拠法とし、本約款または本尺度の利用に起因して生じる一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(以上)